

静岡県人権施策推進計画 第4次改定版(案)の概要

【計画改定の趣旨】

- 県では、静岡県人権施策推進計画(第3次改定版)(R2~7年度)に基づき、全庁を挙げて人権教育・啓発に取り組んでいる。社会環境が大きく変化し、県民の価値観等も多様化している中で新たな人権課題も生じており、県民の人権尊重意識をより一層高めていく必要がある。
- このため、現行計画期間の終了に合わせ、社会環境等の変化と併せて、令和7年6月に策定された人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)等を踏まえて第4次改定を行う。

【計画改定のポイント】

- インターネット上の人権問題**
個別の人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連するものとして、**位置付けを整理**。
⇒「II 分野別施策の推進」の冒頭に移動
- ハンセン病患者・元患者等をめぐる人権問題**
国が、かつての隔離政策等の誤りを認めたことを受け、関係省庁において連携・協力して人権教育・啓発を推進いくこととしたことから、**独立した項目として整理**
⇒「III 分野別施策の推進」中、「感染症患者等をめぐる人権問題」から独立

【人権尊重意識の定着度】

「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合(%)

| R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------|------|------|------|------|------|
| 38.1 | 48.2 | 39.5 | 42.1 | 37.7 | 30.4 |

【基本理念】

- 県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現

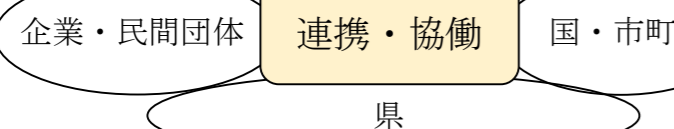
【目指すべき社会の姿】

- 県民一人ひとりに人権感覚が備わった社会
- 自分らしさを生かすことができる社会
- 生命を大切に、多様性を認め合い、共生の心をもって共に創る社会
- ふじのくにに人権宣言の趣旨が浸透した安心して暮らせる社会

【基本的視点】

- 自尊感情・社会性の育成 ・自律・自立心の育成
- ユニバーサルデザインの推進
- 自己実現のための機会の保障
- 共生社会の実現 ・相談・支援体制等の充実

【推進体制】



【施策体系】

I 人権教育・啓発の推進

| 項目 | 現状と課題 | 施策の方向性 | 主要施策 |
|------------------------------|--|--|--|
| 1 人権教育・啓発総論 | — | — | — |
| 2 家庭における人権教育 | 家庭における教育力の低下/社会全体での家庭教育支援の必要性 | 保護者の多様な学びの場づくりの推進/子育ての悩みや不安感を軽減するための支援 | 学習機会等の充実/相談体制の充実 |
| 3 学校における人権教育 | 人権感覚が十分身に付くような指導方法の工夫/教職員の人権尊重への理解を深める研修の必要性 | 教育活動全体を通じた人権感覚の育成/教職員研修の充実 等 | 推進体制の充実/発達段階に応じた人権教育の推進/指導方法の充実/家庭・地域等との連携/教職員に対する研修 等 |
| 4 地域社会における人権教育 | 住民一人ひとりの人権尊重の理念を深める必要性 | 人権教育を推進するための指導者の養成/人権に関する学習機会の充実 | 指導者の養成/学習機会等の充実 |
| 5 企業における人権啓発 | 公平な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題/ハラスメントや外国人労働者等への対応 | 人権教育・啓発への取組の一層働きかけ/企業内啓発活動の支援 | 企業における人権啓発の支援 |
| 6 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する人権教育 | 人権意識の高揚のための積極的な推進 | 人権尊重の理念に基づく教育・研修の一層の推進 | 教職員等/医療関係者/福祉関係者/公務員等への人権教育・啓発 |
| 7 県民への人権啓発 | 依然として重大な人権侵害も発生 | 県民が人権尊重の重要性を正しく認識できる効果的な人権啓発活動の実施 | 県民への人権啓発の推進 |

II 分野別施策の推進

| 項目 | 現状と課題 | 施策の方向性 | 主要施策 |
|--------------------------------------|---|--|---|
| 1 【各分野の人権問題に横断的な問題】 インターネット上の人権問題 | 個人・団体に対する誹謗中傷等の人権侵害、差別の助長/インターネット利用上の正しい理解 | 個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解の促進/情報モラルの理解の促進 | 人権侵害防止の啓発促進 /情報モラルの理解のための教育の充実 等 |
| 2 女性をめぐる人権問題 | 「性別にかかわらず個性と能力を発揮できる機会が確保されていると思う人」の割合がほぼ横ばい/DVを受けたことがある人の割合の増加 | あらゆる場での男女の人権尊重、男女平等の推進に関する教育・啓発の推進/男女共同参画の推進を阻害する問題の根絶 | 男女共同参画社会に向けた教育・啓発の推進/DV防止の推進/相談体制の充実 等 |
| 3 子どもをめぐる人権問題 | 児童虐待相談件数の高い水準での推移/いじめ認知件数の増加/子どもの貧困問題 | 虐待防止のための取組の充実/いじめ、不登校、非行等の防止のための取組の充実 | 子どもの人権が尊重されるための教育・啓発の推進/いじめを許さないという指導の徹底/子どもの貧困対策 等 |
| 4 高齢者をめぐる人権問題 | 生きがいと尊厳をもって安心して暮らしていける豊かな社会の実現/高齢者虐待の問題 | 地域で生きがいを持って安心して暮らせる地域づくりの推進/虐待防止等のための取組の充実 | 高齢者が暮らしやすい地域づくり/高齢者虐待等の防止/高齢者の権利擁護 等 |
| 5 障害のある人をめぐる人権問題 | 障害のある人に対する理解不足/障害のある人への虐待の問題 | 住みなれた地域で自立生活を送れる地域づくり/合理的配慮の実施及び権利擁護の体制の充実 | 障害のある人が暮らしやすい地域づくり/共に生きる地域づくり/障害のある人の権利擁護 |
| 6 部落差別(同和問題) | 依然として根深い心理的差別の存在 | 正しい理解のための教育・啓発の推進/えせ同和行為の排除 | 正しい理解を深めるための教育・啓発の推進/えせ同和行為の排除/相談体制の充実 等 |
| 7 外国人県民等をめぐる人権問題 | 言語、文化等の理解不足からくる誤解や偏見の存在/特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ) | 誰もが理解しあえる地域づくり/外国人県民の地域社会適応の促進、共生推進 | 誰もが理解しあい安心して暮らせる多文化共生の地域づくり/情報提供の強化 |
| 8 感染症患者等をめぐる人権問題 | HIV感染者、新興・再興感染症患者等に対する理解不足による偏見や差別の存在 | 感染症に関する正しい知識の普及/差別解消に向けた相談体制 | 正しい理解の促進/相談体制の充実 等 |
| 9 ハンセン病患者・元患者等をめぐる人権問題 | ハンセン病に対する根深い偏見や差別の存在 | ハンセン病に関する正しい知識の普及/療養所入所への支援の充実 | 正しい理解の促進/患者・元患者等への支援 等 |
| 10 犯罪被害者等をめぐる人権問題 | 精神的苦痛や身体的不調等の二次的な被害 | 被害者支援の適切な運用・関係機関の連携強化/県民の理解の促進 | 相談・支援体制の整備/被害からの回復支援/生活再建に向けた支援/県民理解の増進 |
| 11 刑を終えて出所した人をめぐる人権問題 | 就職に際しての差別や住居の確保の困難/誤った認識や偏見の存在 | 国や更生保護団体等と連携した周知・啓発活動/更生保護団体等の活動の支援 | 広報・啓発活動の推進/民間協力者の活動の促進 等 |
| 12 性的指向・性自認をめぐる人権問題 | 性的指向・性自認に対する無理解や偏見/アウトティングによる被害 | 性の多様性について理解促進を図る教育・啓発を推進 | 教育・啓発の推進/関係機関との連携 |
| 13 災害に起因する人権問題 | 誤った情報による風評被害や不当ないじめや差別/情報伝達方法の多様化への対応 | 全ての被災者の人権が尊重される環境づくり/正しい情報の発信 | 生命の危険・財産の被害を減少させるための取組/災害時の情報発信・意識啓発/要配慮者に対する支援 等 |
| 14 その他の人権問題 | 自殺の問題/その他(アイヌの人々、人身取引等)の人権問題への理解不足 | 自殺の問題への適切な対応/その他の人権問題への理解促進 | 自殺の問題/その他の人権問題 |

III 相談・支援体制等の充実

| 項目 | 現状と課題 | 施策の方向性 | 主要施策 |
|-------------|------------------|----------------|---------------|
| 相談・支援体制等の充実 | 依然として発生する様々な人権問題 | 人権問題への迅速・的確な対応 | 相談・支援・救済体制の充実 |